

八幡市子どもの読書活動推進計画 (第三次推進計画)

生活に根付いた読書へ

平成30年4月

八幡市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 本市第三次推進計画策定の趣旨	2
第2章 本市第二次推進計画の成果と課題	
1 成果	
2 課題	3
3 第三次推進計画策定の基本	
第3章 八幡市の取組み	
1 家庭・地域	
2 学校	
3 保育園・幼稚園・認定こども園	4
4 その他子ども関係施設	
5 市民図書館	

資料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

はじめに

平成17年3月に策定された「八幡市子どもの読書活動推進計画」の「意識としての読書推進」をスタート地点に、平成24年4月に策定された「八幡市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」では「具体的な行動・思考としての読書推進」を行ってまいりました。

子どもを取り巻く環境は年々変化しており、子どもの貧困が社会問題になり、インターネット機器やIT機器の拡大も目覚ましくなっています。今後どのように社会のあり方が変わるかは未知数です。

しかし、子どもそのものは変わりなく、あらゆることに興味を持ち、深め、楽しもうとする姿もまた、今も昔も変わらないのではないのでしょうか。

混沌とした社会だからこそ、「本」を通して「内なる自分」と対峙することにより、自分を見失わない指針となる「読書」は欠かせません。子どもたちが「生きる知恵」「生きる手段」を「本」から手に入れるために、さらなる読書環境を整え、導くためには、大人の読書をする姿に加えて、専門的な知識を持った大人の存在が必要になります。

子どもたちが自分で考え、生活できるようになるため、子どもに関係する大人の専門性をより高めることで、生活・家庭・社会の中に読書が根付いた「豊かな生活」を送れるように、「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」の策定をいたします。

平成30年4月

八幡市教育長 谷口 正弘

第1章 本市第三次推進計画策定の趣旨

国は、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。平成17年には、「文字・活字文化振興法」が成立しました。平成20年3月には、新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次推進計画）」を策定し、平成22年には「国民読書年」の催しが行われました。そして、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次推進計画）」を策定しました。平成26年6月、学校図書館法が一部改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めることが定められました。

一方、京都府は、平成16年3月に「京の子ども夢・未来 京都府子どもの読書活動推進計画」を、平成22年1月には「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定しました。そして、平成27年1月には、その成果と課題を明らかにし、「京都府子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定しました。

八幡市は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成17年3月に「八幡市子どもの読書活動推進計画 読書環境の整備をめざして」を、平成24年4月には「八幡市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画） 読書の楽しみから生きる喜びへ」を策定しました。そして、第二次推進計画の成果と課題をもとに、新たに「八幡市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定します。

第2章 本市第二次推進計画の成果と課題

1. 成果

保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校

絵本の読み聞かせや朝の一斉読書が活発に実施され、ボランティアの活用も積極的に行なわれました。また、学校図書館司書を継続配置した小中学校において、平成29年2月、小中学校間でのコンピュータシステムの導入で組織化・ネットワーク化が行われ、資料情報の共有化が可能となり、学校図書館整備が進みました。

市民図書館

子どもの読書活動推進の中核をなす施設である八幡市民図書館の大規模工事が平成26年9月から平成27年3月末日まで行われ、平成27年4月にリニューアルオープンしました。根を張り興味の枝葉を広げられるようにと願いを込めた「木」の形をした展示用書架や、本と内容に関連した実物を同時に置ける壁面書架を新設しました。また、「子育て支援コーナー」の拡大、および乳幼児室が設置されました。そして、平成26年12月のコンピュータシステム更新に伴い、図書館のホームページに「こどものページ」を開設し、「つぎはどれをよむ？」としたテーマでの本の紹介ページを設けました。

また、保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校や子ども関係施設と連携し、「子どもの読書」についての講座開催や、職員研修も継続実施した結果、計画の意義や重要性についての理解が深まりました。

2.課 題

積極的に子どもの読書活動が推し進められている中、子どもが自ら本に親しむことができるようにするためには、家庭における大人も巻き込んだ読書環境に加えて、保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校、その他子ども関係施設、市民図書館がそれぞれの読書環境を高めつつ、専門知識を持って子どもに接することができる人材の育成を行い、連携し、組織的に取り組むことが必要です。

また、小中学校においては、各教科と学校図書館の連携を図ることで、各教科で知識を養いながら、学校図書館で自らの力となってくれる本との出会いができる環境づくりが重要です。

3.第三次推進計画策定の基本

第二次推進計画での成果と課題をふまえ、以下の4項目を基本に策定します。

- ① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定します。
- ② 国及び府が策定した第三次基本計画及び第三次推進計画を参考とします。
- ③ 新たな施策に限らず、これまで各部署で行なわれてきた事業について見直し、継続・充実を行ないます。
- ④ 推進年度は平成30年度からおおむね5年間とします。

第3章 八幡市の取組み

1.家庭・地域

子どもが生活の場として、心の拠り所とする場として、第一に考えられるのが家庭・地域です。身近な大人と一緒に読書を行うことで、子どもは安心して読書に浸ることができます。また、身近な大人が読書をする姿を通して、子どもの生活に読書が根付いていきます。これをふまえて、乳幼児期から家庭・地域において、読書に親しむことができるよう、「家庭・地域での取り組み」を関係施設がバックアップし、読書環境整備に努めます。

2.学 校

学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を育むことが求められています。児童生徒が家庭・地域の次に多くの時間を過ごす学校において、学校図書館は児童生徒の学習および生活に対する興味意欲の促進、読書活動の支援に取り組みます。

また、教育活動全体を通して読書活動を展開し、司書教諭・学校図書館司書を中心に、すべての教職員が、児童生徒および保護者への読書意欲の向上や読書習慣の形成に努めます。

- ① 各学校図書館におけるコンピュータシステムの改善を行い、学校図書館網の整備を継続し、市民図書館との協力体制の充実・発展を行います。

- ② 各校への学校図書館司書配置を継続し、蔵書冊数や利用活性化、開館時間・日数における学校図書館の充実を図ります。
- ③ 司書教諭・学校図書館司書の一層の資質向上、専門知識の向上を図るため、研修講座の充実を努めます。
- ④ 校内での読書時間の確保と計画的な読書活動や、さまざまな創意ある取組、授業における学校図書館利用・連携を実施します。
- ⑤ 児童生徒に対する読み聞かせや学校図書館運営に際して、保護者・地域・団体等のボランティアとの連携・協力を図ります。

3. 保育園・幼稚園・認定こども園

乳幼児の家庭での読書活動の促進、支援において重要な役割を果たす保育園・幼稚園において、保育士・教諭・保育教諭はもとより、保護者・ボランティア・小中学生による絵本の読み聞かせや絵本のコーナーの充実を継続して行います。また、家庭における乳幼児の読書について啓発を図ります。そのために、専門知識を持った保育士・教諭・保育教諭の人材の育成に努めます。

4. その他子ども関係施設

母子保健事業の充実において、「子どもと読書」についての講座・研修の場の設定、および人材の育成に努めます。また、放課後児童健全育成事業では、読書する環境整備、家庭への啓発、および人材の育成に努めます。

5. 市民図書館

子どもの読書環境の整備・推進について、もっとも重要で中核的役割を果たす機能と施設である市民図書館では、児童・青少年専任司書の専門職員を中心にした図書館での取組みにとどまらず、学校・園をはじめ、子ども関係施設、さらに家庭や地域への協力・支援を図ります。

① 主体的な読書環境の整備

- ア 子どもが自らの意思で多様な情報に接することができ、自らの興味関心の幅を広げ、生きる力や喜びを感じることで生活に根を張ることができるよう、また、「次世代を担う子どもへの思い」が伝わるような児童資料の充実を図ります。
- イ 乳幼児期から、保護者や身近な大人と共に絵本に親しみ、楽しむことで、乳幼児の言語および心身の発育への支援を行います。
- ウ 地理条件で読書環境が十分でない子どもたちのために、自動車文庫業務の展開を推進するとともに、他の子ども関係施設の協力を得ながら読書環境の充実を努めます。
- エ 保育士・教諭など子どもと関わる事業の関係者だけでなく、保護者や身近な大人に対して、「子どもの読書」への理解と家庭・地域での推進意義を広く伝えるために、館内での読書相談（アドバイスやコーディネート）や館外での講座・勉強会を積極的に開設します。
- オ 子どもはもとより、保護者や関係機関・団体にも親しみやすく信頼のおける職員であるために、児童・青少年専任司書の育成と資質向上を図ります。

② 関係施設との連携による読書環境整備

- ア 学校および学校図書館・園の主体性を基に、公共図書館として協力・支援することで、読書活動および読書環境の充実を図ります。
- イ 子育て支援センター事業や、健康推進課事業でのマタニティスクール、乳幼児健診での「絵本の読み聞かせ」「子どもと読書」の講座を開催し、学齢期までの子どもと保護者へ、本の楽しさと読書の大切さを伝え、啓発していくことに努めます。
- ウ その他子ども関係施設や、地域の主体性を基にした団体貸出や講座・研修会の開催を図ります。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。